

山口県立山口農業高等学校

新型コロナウイルス感染症
対応計画（抜粋版）

令和2年（2020年）5月21日

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底

- (1) 健康観察
- (2) 手洗い・咳エチケット
- (3) 教室環境・換気
- (4) 校舎の消毒等

2 教育活動実施上の留意点

- (1) 学習指導上の留意点
- (2) 学校行事等における留意点
- (3) 部活動における留意点
- (4) 寮における留意点

新型コロナウイルス感染症対応計画の活用にあたって

- この対応計画は、学校再開にあたって、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、学校が取り組む対応について示したものである。
- 文部科学省ウェブページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」に掲載される最新の情報を常に確認し、参考にする。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底

(1) 健康観察

- ・ 生徒等の健康観察については、家庭での毎朝の検温に基づいて、風邪症状がないかなど、健康状況を確認する。発熱等の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう家庭と連携して指導する。
- ・ なお、健康観察は、始業時に行う。その際、「健康観察簿」を活用し、生徒一人ひとりの健康状況を継続的に把握する。
- ・ 家庭で検温を行っていない児童生徒等については、所定の教室等にて、検温及び風邪症状等の確認を行うなど、適切に指導する。

【所定の教室】 3年 多目的室（旧家庭看護室）

2年 更衣室（食品棟への東側渡り廊下上の部屋）

1年 （B科教室とL科棟の間の教室）

【対応】

- ・ 熱がない生徒 → クラスに戻す
- ・ 熱がある生徒 → 下校（原則保護者引き取り。保護者が引き取りに来るまで、多目的室で待機させる。）

【生徒の教務上の扱い】

風邪の症状や発熱は、出席停止扱いとする。

【家庭との連携】

- ・ ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合②基礎疾患等のある生徒で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合①②の状態が見られる場合は、医療機関（かかりつけ医、最寄りの保健所等）に電話連絡し、指示に従うよう促す。
- ・ 生徒・教職員及びその家族に、新型コロナウイルス感染症等が疑われる症状が出た場合、県が設置した窓口にご相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。
- ・ PCR検査の結果も含め、常に生徒の健康に関する情報が学校に入るように、家庭に周知、協力を依頼しておく。

(2) 手洗い・咳エチケット

- ・ 外から教室等に入る前、トイレの後、昼食の前後に加え、共用の用具や物品の使用後などには、生徒に対し流水と石けんで手を洗うよう指導を徹底する。
- ・ 咳エチケット（①マスクの着用、②ハンカチ等で口・鼻を覆う、③袖口で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・ 集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、可能な限りマスクを着用するよう指導する。

【家庭との連携】

- ・ 手作りマスクの作成を家庭に依頼をしたり、作成方法を生徒に指導したりして、手作りマスクの普及とマスク着用に努める。
- ・ 文部科学省「子供の学び応援コンテンツリンク集」にある「手作りマスクの作成方法」参照。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(3) 教室環境・換気

- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場をつくらない。
- ・ 教室等において、可能であれば、座席間を1メートル以上離して配置する。
- ・ 机は向かい合わせにせず、黒板方向に向きをそろえるなどの配慮をする。
- ・ 換気については、授業者が、授業後、窓を開けて退出することで、1時間に10分程度換気する。その際、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く同時に開けて風通しをよくする。
- ・ 換気の程度は、天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。
- ・ 窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりして、十分な換気に努めるとともに、使用時には人の密度が高くないよう配慮する。
- ・ 空調や衣服による温度調節を含め、温度、湿度の管理に努める。

(4) 校舎の消毒等

- ・ 生徒等が特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、掃除時間に掃除担当者が、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液や消毒用エタノール等）を利用して清掃を行う。

【次亜塩素酸ナトリウム希釈液の使用及び保管の際の注意事項】

- ・ 使用する漂白剤の注意事項をよく読み、使用する際は十分換気をする。
- ・ 使用の際は必ずゴム手袋等を装着し、手指消毒等には絶対に使用しない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用した消毒の後は、水拭きを行う。
- ・ 商品により塩素濃度が異なるので、表示などを確認する。
- ・ ペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度を記入する。
- ・ 保存の際は、直射日光の当たらない場所で保管する。

2 教育活動実施上の留意点

(1) 学習指導上の留意点

【教科共通の留意点】

- ・ 各教科の指導に当たっては、基本的な感染防止対策を講じた上で、実施する。
- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場を徹底的に避ける。
- ・ ペア学習、グループ学習など生徒同士で活動する場合、短時間で実施し、グループの人数や座る位置を工夫したり、通常よりも互いに音量を抑えたりする。その際は、マスクを着用することが望ましい。
- ・ 特別教室の使用や少人数指導を行うなど、教室において、生徒同士及び児童生徒と教員の間には十分な距離をとる。
- ・ 共用の教材、教具、機器などを適切に消毒するとともに、使用する前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- ・ 感染の可能性が高いと考えられる活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。

【特に配慮を要する教科についての留意点】

- ◆ 狭い空間や密閉状態での指導や身体接触を伴う活動を行う教科等は、可能な限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ◆ 調理や食品加工などの実習については、衛生管理をより一層徹底する。
- ◆ 体育や農業実習については、個人や少人数で密集せず距離をとって行ったり、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列したりする場面を避けるなどの工夫をする。

(2) 学校行事等における留意点

- ・ それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・ 実施に当たっては、実施内容や方法（例えば半日での開催など）を検討するとともに、必要に応じて行事の中止や延期も検討する。
- ・ 学校開放を伴う行事の実施に当たっては、参加人数を最小限とし、参加者に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。また、可能であれば、アルコール消毒液等の準備をする。

(3) 部活動における留意点

- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動へ参加させない。
- ・ 当面は日常の活動場所において活動する（遠征試合等は延期又は中止）。
- ・ 近距離での会話や発声等が必要な場合では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。
- ・ 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、「短時間の利用」や「交代での利用」に努める。
- ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（可能であれば消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止に努める。
- ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

- ・ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。
- ・ 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定）については、本校の「部活動の活動方針」を厳守する。その際、感染拡大防止の観点から、より短時間で効果的な活動とする。
- ・ これらの留意点について、学校内での共通理解の下、生徒とその保護者にも説明し、了解を得た上で部活動を実施する。

（４）寮における留意点

- ・ 寮内における生活については、「青雲寮生」のしおりに基づきながら実施し、加えて、基本的な感染防止対策を講じながら、全舎監が共通認識の上で適切に寮生に指導する。
- ・ 寮内における感染防止の「３つの密」（換気の悪い密閉空間、寮生の密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場を徹底的に避ける。
- ・ 寮内全体の換気を日々数時間行うように努める。
- ・ 食事の前には、手洗いを必ず実施する。また、配膳台や食卓などを清潔に保つ。
- ・ 舎監は、寮生の健康管理を食事前にチェックし、舎監日誌に記録する。
- ・ 食事にあたっては、「向かい合わせにしない」、「会話を控える」など、飛沫を飛ばさないようにする。
- ・ 食事中は、食卓にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・ 調理員は、日常行っている個人別の健康状態の確認について、「検温、咳等」を加え、特に注意して、確認、記録する。
- ・ 清掃や消毒などにより調理場や控室など調理に影響する部屋を常に清潔に保ち、衛生管理を徹底する。
- ・ 調理に関しては、学校給食衛生管理基準に準じて行う。
- ・ 調理員は、配膳にあたっては直接手渡さない。また、食事をする場所や食卓、椅子など食事する者が使用する部屋や物品の消毒などを徹底して行う。